

A-STEP シーズ育成タイプガイド (研究者向けハンドブック)

2019 年 4 月

JST 産学連携展開部

はじめに

本ガイドは、研究成果展開事業 研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP) シーズ育成タイプの研究開発を実施する研究者向けに、事務処理説明書(平成 31 年 4 月 1 日発行)に記載されていないルールも含めて、研究推進上のポイントを解説したものです。

本ガイドの記述のみでは不十分な箇所については、事務処理説明書の参照ページを記載しています。(例:

事務処理説明書(共通版)	企業:p.48 大学:p.48
--------------	-----------------

)

A-STEP 研究開発費は、国民の貴重な税金でまかなわれています。よって、JST が定めるルール及び各所属機関が定めるルールを遵守し、研究費の公正かつ効率的な使用に努めてください。

◆問い合わせ先

JST 産学連携展開部 研究支援グループ

TEL: 03-5214-7624/FAX: 03-5214-8999

E-mail:

第1分野 : [astep-1\[at\]jst.go.jp](mailto:astep-1[at]jst.go.jp) 第2分野 : [astep-2\[at\]jst.go.jp](mailto:astep-2[at]jst.go.jp)

第3分野 : [astep-3\[at\]jst.go.jp](mailto:astep-3[at]jst.go.jp) 第4分野 : [astep-4\[at\]jst.go.jp](mailto:astep-4[at]jst.go.jp)

※[at]を@に置換ください

目次

目次をクリックすると該当ページにジャンプします。

はじめに.....	2
事業の概要	7
A-STEP とは？	7
シーズ育成タイプの目的は？	7
事業の管理運営・評価体制.....	8
事業の管理運営・評価はどのようにされるの？	8
研究開発の実施体制.....	9
研究開発はどのように進めればいいのか？	9
JST とのやりとりはどのようにすればいいのか？	9
おおよそのスケジュール	10
いつ頃にどんなイベントがあるの？	10
研究開発計画書の作成.....	11
計画書の作成方法は？	11
計画書作成上の留意点は？	11
研究計画の変更	12
計画の変更が必要になった場合どうしたらいいのか？	12
《重大な変更》とは？	12
《軽微な変更》とは？	12
進捗状況・成果の報告	13
研究開発の進捗状況や成果はいつ・どのように報告すればいいのか？	13
実施場所訪問・中間評価・事後評価・追跡調査.....	14
課題実施中の評価・調査イベントはどのようなものがあるの？	14
課題終了後の評価・調査イベントはどのようなものがあるの？	14
委託研究費執行にあたっての留意事項	15

委託研究費で収益を得てもいいの？	15
その年度の委託研究費はいつまでに使えばいいの？	15
委託研究費の費目	16
研究費は何に使えるの？	16
直接経費支出にあたっての留意点	17
「旅費」の支出対象事由・対象者は？	17
「人件費・謝金」の支出対象は？	17
機器の共用・合算購入	18
研究機器の共用使用は？	18
研究機器の合算購入は？	18
その他の合算使用の取扱いは？	18
費目間流用	19
研究費に関して費目間の流用はできるの？	19
JST の承認を必要とせず流用が可能な要件は？	19
JSTの承認が必要な要件・流用申請の手順は？	19
間接経費の支出	20
間接経費は何に使えるの？	20
次年度への繰越・返還(大学)	21
大学は委託研究費の繰越はできるの？	21
繰越の手順は？	21
繰越額の報告は？	21
委託研究費の返還は？	21
次年度への繰越・返還(企業)	22
企業は委託研究費の繰越はできるの？	22
繰越の手順は？	22
繰越額の報告は？	22
委託研究費の返還は？	22
次年度への繰越にあたっての留意事項	23

繰越制度利用にあたっての留意事項は？	23
物品の取り扱い	24
物品等の種類と所有権の帰属は？	24
移籍等の際して、物品を移動したい場合どうすればいいの？	24
マッチングファンドの概要	25
マッチングファンドってどんな制度？	25
マッチングファンドの留意事項は？	25
自己資金の支出に過不足があった場合どうなるの？	25
マッチングファンドの自己資金の支出	26
マッチングファンドに必要な『自己資金』って何？	26
どんな経費が自己資金として計上可能なの？	26
知的財産権の取り扱い①	27
どのような場合にJSTへの『事前申請』が必要なの？	27
第三者と共有する知的財産権を放棄する場合の取扱いとは？	27
どのような場合にJSTへの『通知』が必要なの？	28
出願書類に JST の支援を受けたことを明記する必要があるの？	28
研究成果の公表	29
研究成果を公表したい場合どうすればいいの？	29
チェックリストの提出・研究倫理教育の履修	30
「体制整備等自己評価チェックリスト」および「研究不正行為チェックリスト」	30
研究倫理教育の履修義務	30
その他、研究推進上の留意点①	31
オープンサイエンス・データマネジメントプラン	31
研究不正への対応	31
ライフイベント支援	31
府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から内閣府への情報提供	31
その他、研究推進上の留意点②	32
生命倫理および安全の確保	32

研究上必要な、相手方の同意・協力についての対応.....	32
安全保障貿易管理(海外への技術漏洩への対処).....	32
生物遺伝資源等利用に伴う各種規制.....	32
様式一覧.....	33

事業の概要

■ A-STEP とは？

大学等で生まれた、国民経済上重要な科学技術に関する研究成果を実用化することにより、社会へ還元することを目指す技術移転支援プログラムです。

	基礎研究	応用研究・開発	実用化
フェーズ	機能検証フェーズ	産学共同フェーズ	企業主導フェーズ
支援タイプ	試験研究 実証研究	シーズ育成	NexTEP-A NexTEP-B
研究開発の主なプレーヤー	大学等の研究者 	企業と大学等の研究者 	企業 
資金の種類	グラント型	マッチングファンド型	A：開発成功時返済 B：マッチングファンド型

■ シーズ育成タイプの目的は？

- 大学等の研究成果に基づく顕在化したシーズの可能性検証及び実用性検証のため、産学共同での本格的な研究開発を実施するものです。
- 社会的・経済的なインパクトに繋がることが期待できるイノベーションの創出に向け、科学技術の知見に基づいた、中核となる技術の構築、或いは中核技術の構築に資する成果を得ることを目指します。

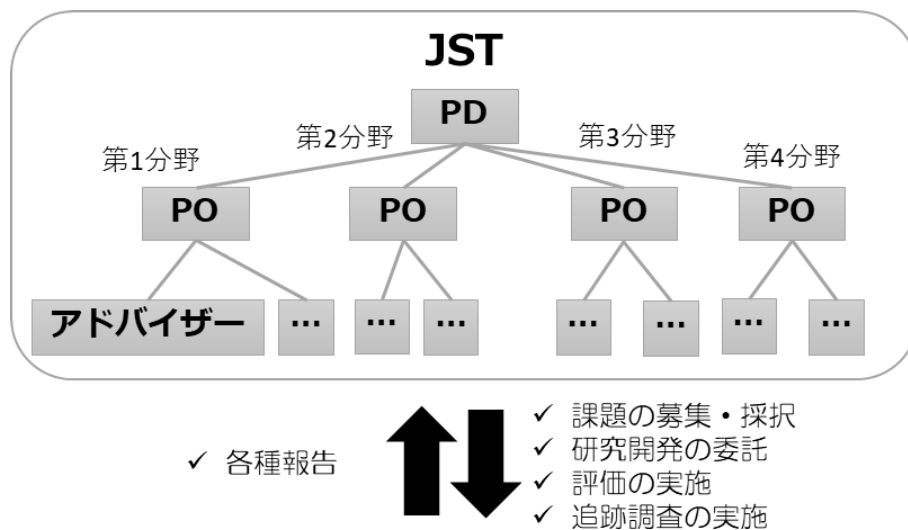
事業の管理運営・評価体制

■ 事業の管理運営・評価はどのようにされるの？

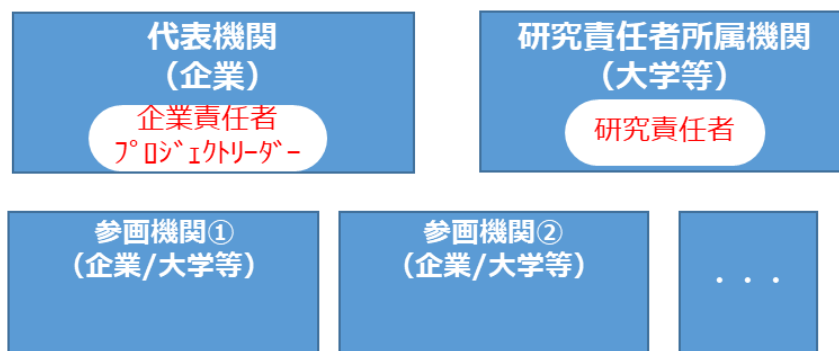
- プログラムディレクター(PD)、プログラムオフィサー(PO)が核となり、本プログラムの適切な運営、課題の審査・評価・フォローアップ等の一連の業務の遂行と取りまとめを行います。

PD : 課題選定・本プログラム全体の方針や運営等を統括

PO : 本プログラムの運営、課題の審査・評価・フォローアップ等の取りまとめ



産学共同研究チーム



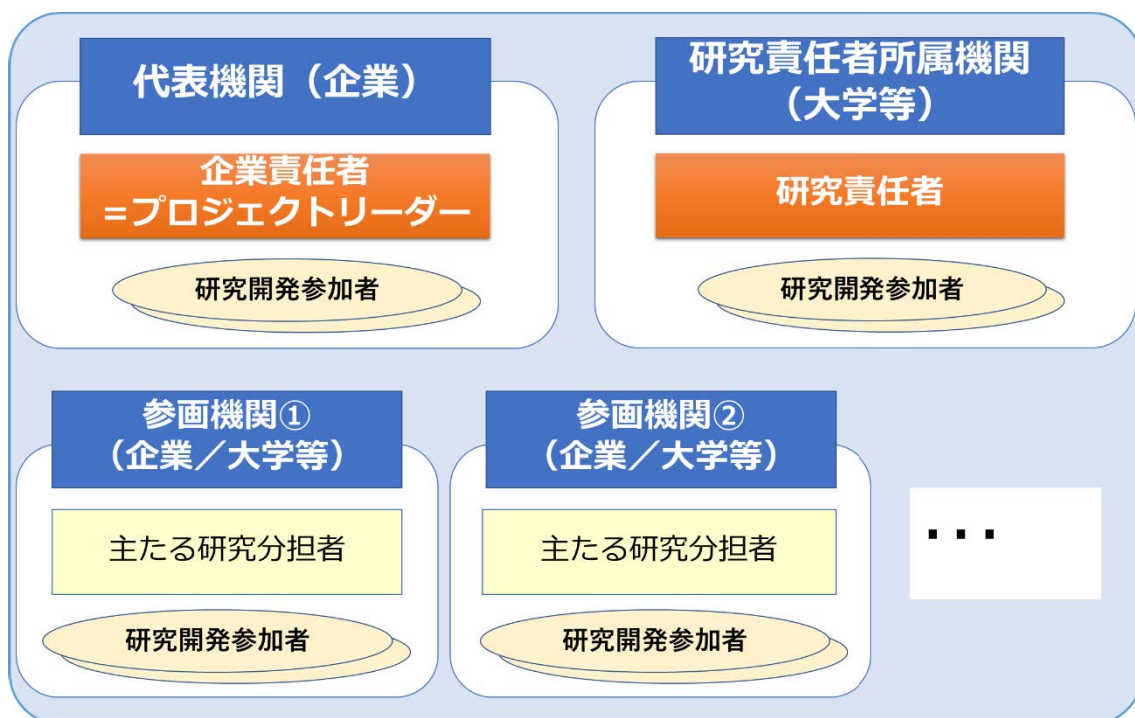
研究開発の実施体制

■ 研究開発はどのように進めればいいのか？

- 企業と大学からなる産学共同研究チームで実施してもらいます。
※ JST は委託研究開発費の配分のある「研究開発機関」とは「委託研究開発契約」を、委託研究開発費の配分のない「指定機関」とは「覚書」を締結します。
- プロジェクトリーダー（企業責任者）が、本プロジェクトに参画する全ての機関の代表として、研究開発遂行上のマネジメントや成果の公表等、当該研究開発課題全体の推進全般について責任を負います。

■ JST とのやりとりはどのようにすればいいのか？

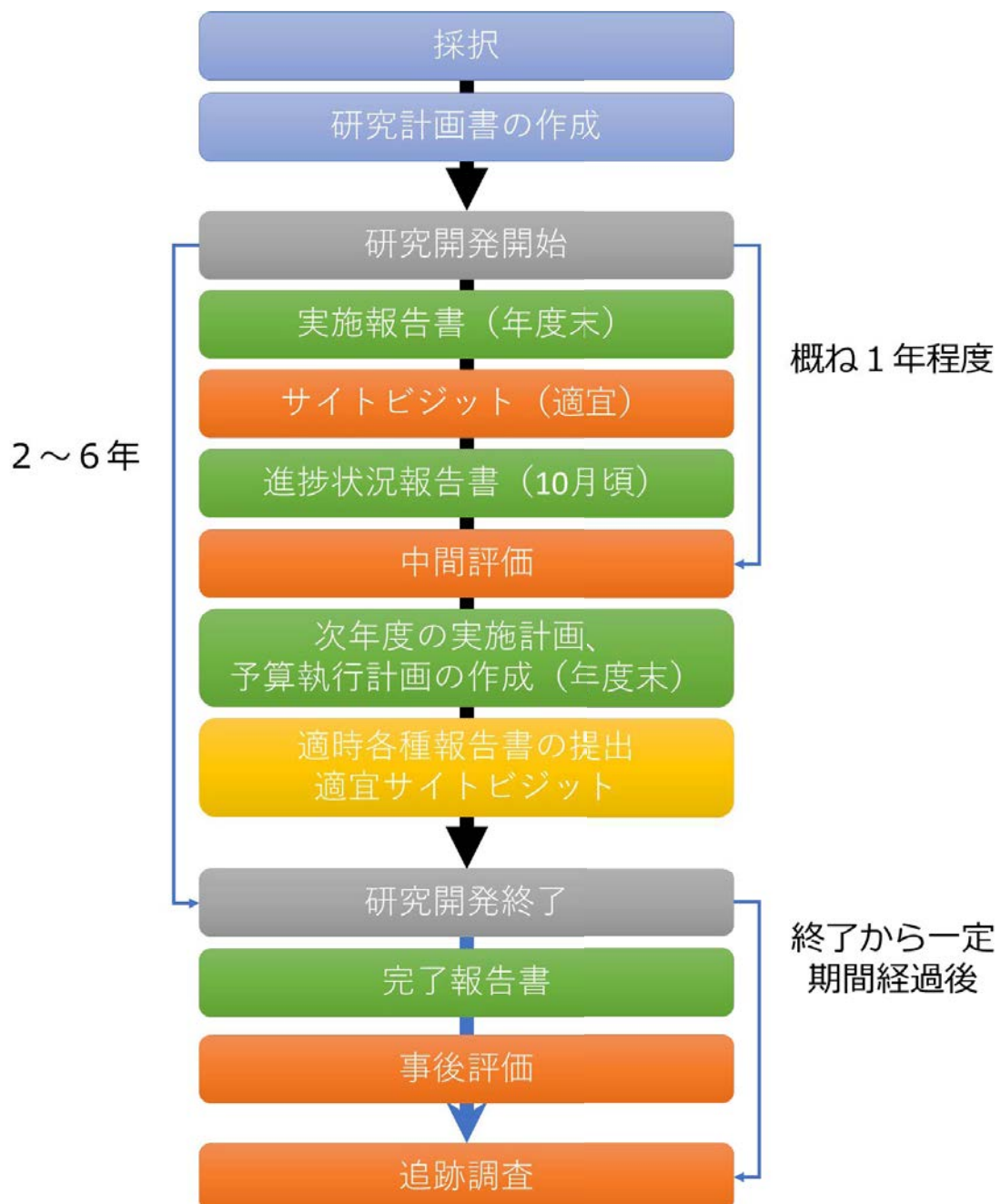
- 計画書の作成、各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出、プロジェクト全体に係る相談等については、プロジェクトリーダーが取りまとめて行い、JST 担当者（研究支援グループ）までご連絡ください。
- プロジェクトリーダー以外の方からご連絡をいただく際には、必ずプロジェクトリーダーに cc による同報を行うことで、情報の共有をお願いいたします。



おおよそのスケジュール

■ いつ頃にどんなイベントがあるの？

➤ 以下のスケジュールで課題を推進していただきます。



研究開発計画書の作成

■ 計画書の作成方法は？

- 研究開発課題の採択時に、数種類の様式からなる計画書をプロジェクトリーダーに作成していただきます。

様式名	内容
計画様式1-1 全体計画書	研究開発課題全体について全研究開発期間を通しての実施計画を記載するもの → <u>プロジェクトリーダーが作成</u>
計画様式1-1 別紙1 全体計画書 参加者リスト	
計画様式1-1 別紙2 全体計画書 予定表	
計画様式1-2 全体計画書(予算)	
計画様式2 実施計画書	契約年度ごとの実施計画を記載するもの → <u>参画機関ごとに作成</u>
計画様式3 事業費支出・執行計画書	契約年度ごとの予算執行計画を記載するもの → <u>研究開発費を使用する参画機関ごとに作成</u>
計画様式4 自己資金支出・執行計画書	マッチングファンド形式で、企業が本委託研究開発に対して支出する自己資金の執行計画を記載するもの → <u>自己資金を支出する企業ごとに作成</u>
別紙 A-STEP_DMP 様式 (平成30年度以降の採択課題)	成果として生じる研究開発データの保存・管理、公開・非公開に関する方針や計画(データマネジメントプラン(DMP))を記載するもの → <u>プロジェクトリーダーが作成</u>

■ 計画書作成上の留意点は？

- 物品費については、既存設備の状況を勘案し、必要性・妥当性を十分に検討した上で、必要不可欠なもののみを計上してください。
- 高額な調達を行う場合は、参考見積を入手するなどして市場価格の把握を行った上で、計画と実際の執行に大幅な金額の変動が生じないように十分留意ください。
- 国立大学法人や独法等の政府関係機関は国際競争入札の適用を受けることになりますので、高額物品等(1,500万円以上)の調達を行う場合には、納期等を勘案の上、計上してください。
- 人件費は後年度にわたり多額の負担になりますので、雇用開始時期にも留意の上、慎重に計上してください。

研究計画の変更

■ 計画の変更が必要になった場合どうしたらいいの？

- 実施期間中に、計画内容や参加者等に変更が生じる際は、事前に JST にご連絡ください。
- 変更の内容に応じて手続きが異なります。

《重大な変更》

計画変更申請書（計画様式 6）を事前に提出して、JST の承認を得る必要があります。

《軽微な変更》

計画変更届（計画様式 7）の書類を提出していただく必要があります。

- ※ DMP の変更が生じた場合、変更した『A-STEP_DMP 様式』を再度提出いただきます。
- ※ 研究開発中止の場合、「委託研究中止申請書」（経理様式 4-①）の提出が必要です。
- ※ 所属機関の改組等による所属部署・役職名等の変更の場合、「変更届」（経理様式 4-②）の提出が必要です。

✓ 《重大な変更》における変更申請の手順

1. プロジェクトリーダーが JST 担当者に対して、電子メール等で計画変更の内容および理由を連絡
2. PO が妥当性により可否を判断
3. 変更の該当機関の責任者（課題全体に係る変更の場合はプロジェクトリーダー）が計画変更申請書（契約調印者の押印済）を JST 担当者に提出
4. JST から計画変更承認通知書を申請者に送付

■ 《重大な変更》とは？

- 当該年度の実施計画に関する変更で JST が重大な変更と判断する場合
- 『プロジェクトリーダー』、『研究責任者』、『主たる共同研究者』の交代
- 費目別内訳の変更で、その増減が直接経費総額の 50%を上回る場合（この額が 100 万円に満たない場合は 100 万円）
- 各事業年度の研究開発費の上限額に関する変更
- （大学のみ）100 万円を超える委託研究開発費の繰越
- 全体計画における重要な変更

■ 《軽微な変更》とは？

- 全体計画にかかる軽微な変更
- 『プロジェクトリーダー』、『研究責任者』、『主たる共同研究者』以外の研究開発参加者の追加・退任
 - ※ 別途「研究員等データ（計画様式 8）」の提出が必要です。

計画の変更を行った場合、計画様式 1-1 の版番号を更新し、改訂履歴を記載してください。

進捗状況・成果の報告

■ 研究開発の進捗状況や成果はいつ・どのように報告すればいいの？

「進捗状況報告書」「実施報告書」「完了報告書」で報告していただきます。

- 上半期終了時点における「進捗状況報告書」と、年度末時点における「実施報告書」を提出していただきます。
- 課題が終了した際には別に、「完了報告書」を提出していただきます。

※ いずれも、作成の際にはJSTより依頼を差し上げます。

提出時期	様式名	概要	提出方法
各事業年度 10 月頃	進捗状況報告書	年度途中(上半期)における研究開発の進捗状況について報告するもの → <u>参画機関ごとに作成</u>	電子ファイル
各事業年度の終了月の翌々月末 委託研究開発終了月の翌々月末	実施報告書	事業年度毎の研究開発成果を報告するもの → <u>参画機関ごとに作成</u>	紙 (契約代表者印を押印)
委託研究開発終了月の翌々月末	完了報告書	委託研究開発課題全体の研究開発成果の報告書 事後評価における評価用(非公開版)、事後評価結果公表用(公開版)の2種類 → <u>全参画機関の研究開発成果を1報にまとめて提出</u>	電子ファイル

実施場所訪問・中間評価・事後評価・追跡調査

■ 課題実施中の評価・調査イベントはどのようなものがあるの？

- 実施場所訪問(サイトビジット)、中間評価を行います。

イベント名	実施時期	概要
サイトビジット	適時	➤ 進捗状況について確認する目的で、JST担当者、及び必要に応じPO・アドバイザー等による訪問を行い、進捗上必要な指導・助言等を行います。
中間評価	研究開発開始から約1年後	➤ 進捗状況とその後の展望について、プロジェクトリーダーからPOおよびアドバイザーに報告していただきます。 ➤ 面接形式で実施します。 ➤ 実施時期はJSTよりご連絡します。 ➤ シーズ育成タイプFSでは実施しません。

■ 課題終了後の評価・調査イベントはどのようなものがあるの？

- 事後評価、追跡調査を行います。

イベント名	実施時期	概要
事後評価	研究開発終了からおおよそ1年以内	➤ 実施状況・成果・その後の展開見込みについて、プロジェクトリーダーからPOおよびアドバイザーに報告していただきます。 ➤ 「完了報告書」に基づく書面評価と、面接形式によるヒアリング評価に基づき実施します。 ➤ 事後評価結果はA-STEP Web サイト上で公表します。 ➤ 事後評価の実施時期はJSTよりご連絡します。
追跡調査	研究開発終了から一定期間経過後	➤ 研究開発成果の波及効果や活用状況等に関する追跡調査を行います。

研究開発終了後も、プロジェクトリーダーの異動や連絡先の変更があった場合は速やかにJST担当者(研究支援グループ)までご連絡ください。

委託研究費執行にあたっての留意事項

委託研究費の執行にあたっては、国費を財源とすることから、**経済性・効率性・有効性・合规性・正確性**に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。

■ 委託研究費で収益を得てもいいの？

➤ 収益を得る行為は認められません。

【認められない行為の例】

- ✓ サンプルの有償販売
- ✓ 試作設備での営利活動
- ✓ 委託費で購入した設備での製品製造や収益を得る受託試験

事務処理説明書(共通版)

企業:p.48 大学:p.48

■ その年度の委託研究費はいつまでに使えばいいの？

➤ 年度内に検収を完了する必要があります。

手続き	当該事業年度末(3/31)に 契約期間が終了もしくは 年度更新する契約	期中に契約期間が終了する契約
調達物品・役務等の検収	当該事業年度の3月31日	契約期間終了日 または研究開発中止日
業者等への支払い(支出)	翌事業年度の5月31日	委託研究開発実績報告書の 提出期限

※ 研究開発開始日以前の調達に関しては委託研究費から支出することはできません。

※ 委託研究費の使途に関しては、当プロジェクトにおける研究開発に資することが必要です。計画にない設備・機器等の購入が年度末に集中することがないようにしてください。

委託研究費の執行状況を常に把握し、金額にかかる大きな変更は 11 月末までにご連絡をお願いします。

委託研究費の費目

■ 研究費は何に使えるの？

研究開発実施のために直接的に必要な様々な経費に支出できます。

研究契約書上の費目		主な使途の例
直接経費	物品費(※1)	研究用設備※2・備品・試作品、ソフトウェア(既製品)、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品の購入費用
	旅費	研究開発担当者および研究計画書記載の研究参加者等に係る旅費、招へい者に係る旅費
	人件費・謝金	研究計画書記載の研究員等の人件費、人材派遣、講演依頼謝金等の経費
	その他	研究成果発表費用(論文投稿料、論文別刷費用、HP作成費用 等)、会議費、運搬費、施設(研究実施場所)の借上経費、光熱水料(メーターに基づく計上)、機器リース費用※3、機器修理費用、印刷費、ソフトウェア外注製作費、ソフトウェアライセンス使用料、検査業務費、特許関連経費(大学のみ)※4、不課税取引等に係る消費税相当額など
間接経費		直接経費に対して一定比率で手当され、本研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費

事務処理説明書(共通版) 企業:p.25 大学:p.25 (改造・修理)

事務処理説明書(共通版) 企業:p.35 大学:p.37 (リース・レンタル)

※1:設備備品を購入する際には、所属する研究組織において利用可能な設備・機器(共通設備・機器等)と重複がないことを、予め確認してください。

※2: 研究設備・機器の「改造」は JST 帰属の物品、大学が所有する物品に対して計上可能です。
企業所有の設備・機器等の改造費を直接経費に計上することはできません。

※3: リース・レンタル料を複数年度分まとめて前納した場合でも、直接経費として計上できるのは、当該年度の既経過期間分のみです。

事務処理説明書(補完版)

大学:p.10

※4: 平成 30 年度採択課題から大学に限り、以下に示す要件をすべて満たす場合に、直接経費から支出可能です。条件を満たしていない場合は間接経費に計上することが可能です。

- 提案課題の委託研究開発にかかる成果を元にした発明であること
- 日本国内出願にかかる経費であること
- 受託研究期間内に権利化が見込まれること

直接経費支出にあたっての留意点

企業の自己資金に関しては p.25 を参照。

■「旅費」の支出対象事由・対象者は？

＜支出対象事由＞

- 研究成果の発表
- 研究チーム内のミーティング
- 直接経費により雇用される者の赴任旅費
- 外部専門家等の招へい
- フィールドワーク(観測、試料採取、現地調査等)
- その他委託研究遂行上、必要な事由が発生した場合

※ 研究計画書に記載のない海外出張が発生する場合は、事前に JST 課題担当者にご相談ください。

＜支出対象者＞

- 『プロジェクトリーダー』、『研究責任者』、『主たる共同研究者』
- 研究計画書に記載の研究参加者
- 外部専門家等の招へい対象者

学生について、成果発表のない学会への参加など教育目的のみでの旅費支出は認められません。研究機関の規定とも照らし適切にご判断ください。

■「人件費・謝金」の支出対象は？

- 支出の対象は、A-STEP における研究開発を遂行するために直接必要な研究員、技術員、研究補助員等で、研究計画書に研究参加者としての登録がある者です。
- 外部専門家等への謝金も対象になります。

✓ 以下に該当する者の人件費は、直接経費より支出することができません。

- 『プロジェクトリーダー』、『研究責任者』、『主たる共同研究者』
- 運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている者

機器の共用・合算購入

■ 研究機器の共用使用は？

事務処理説明書(共通版)

企業:p.30 大学:p.29~30

委託研究の実施に支障のない範囲内で、所属組織等における研究設備・機器の共用の仕組みの活用が可能です。

- 破損した場合の修繕費や光熱水費等使用に関する経費負担について明らかにしておくなど適切に対応する必要があります。
- 企業等に区分される機関は、公的研究開発事業に限り共用使用が可能です、事前に JST へ申請する必要があります。

■ 研究機器の合算購入は？

事務処理説明書(共通版)

大学:p.25~26

大学に限り、合算する各資金の要件を満たし、合理的に説明し得る負担割合であることを明らかにした上で、事前に JST の確認を受けることで、合算購入が可能です。

- 複数の研究者の資金を合算する場合は、移籍時の取扱いについて、研究機関事務局を交えて費用分担割合等を考慮の上、事前に当事者間で取り決めください。
- 既に他機関への異動が判明している場合、複数の研究者の資金を合算して研究機器を購入することは原則として認められません。
- 企業等に区分される機関は、合算購入は認められません。

■ その他の合算使用の取扱いは？

事務処理説明書(共通版)

企業:p.41 大学:p.40

- 本事業の直接経費と他の経費で行う合算使用として認められる事例は、以下の通りです。
 - ✓ 本事業と他の事業の用務を合わせて 1 回の出張を行う場合で、本事業と他の事業との間で経費を適切に区分できる場合。
 - ✓ 消耗品を購入する場合で、本事業と他の事業との間でその使用区分を明確にした上で、その区分に応じた経費を合算し、一括して消耗品を購入する場合。
 - ✓ 本事業の直接経費と使途に制限のない資金(運営費交付金等の自己資金、寄付金等)とを合算して本事業のために使用する場合。
- ※ 企業等に区分される機関は、直接経費以外の資金(自己資金等)との合算により、不可分な物品等を取得することは認められません。(自己資金に関しては、p.25 参照)

費目間流用

■ 研究費に関して費目間の流用はできるの？

本研究の目的に合致することを前提に、流用の要件を満たし手続きを踏むことで直接経費の費目間流用が可能です。

- 直接経費と間接経費との間の流用は認められません
- 企業の自己資金の費目間流用に関しては申請・届出は不要です。

■ JST の承認を必要とせず流用が可能な要件は？

各費目における流用額が、当該事業年度における直接経費総額の 50%を超えないこと。
(直接経費総額の 50%の額が 100 万円に満たない場合は 100 万円)

- 上記の範囲内であっても、研究計画の大幅な変更を伴う場合は、流用額の多寡、流用の有無にかかわらず、事前に JST の確認が必要です。
- 費目間流用を行っても、研究計画書の修正は必要ありません。

■ JSTの承認が必要な要件・流用申請の手順は？

各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の 50%(直接経費総額の 50%の額が 100 万円に満たない場合は 100 万円)を超えるときは JST の事前承認および計画変更申請が必要です。

➤ 流用申請の手順

1. プロジェクトリーダーが JST 担当者に対して、電子メール等で費目間流用の内容および理由を連絡
2. PO が妥当性により可否を判断
3. 該当機関の研究開発担当者が計画変更申請書(契約調印者の押印済)を JST 担当者に提出
4. JST から計画変更承認通知書を研究開発担当者に送付

間接経費の支出

■ 間接経費は何に使えるの？

- 間接経費は主に以下の(1)～(3)に支出することができます。
- 下記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能です。なお、直接経費として充当すべきものは対象外です。

(1) 管理部門に係る経費

- 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費など

(2) 研究部門に係る経費

- 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- 特許関連経費
- 研究棟の整備、維持及び運営経費
- 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- 設備の整備、維持及び運営経費
- ネットワークの整備、維持及び運営経費
- 大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費
- 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- 図書館の整備、維持及び運営経費
- ほ場の整備、維持及び運営経費

など

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

- 研究成果展開事業に係る経費
- 広報事業に係る経費

次年度への繰越・返還(大学)

大学と企業では繰越の取り扱いが異なります。本ページは「大学」に関する記述です。

■ 大学は委託研究費の繰越はできるの？

繰越額に応じた手続きをすることで、繰越が可能です。

- 『当初予想し得なかったやむを得ない事由により研究計画記載事項に変更が生じたもので、かつ、研究目的の達成のために研究費を繰越して翌年度に実施する必要があるもの』に限ります。

■ 繰越の手順は？

- ✓ 直接経費の繰越額が 100 万円を超えない場合

翌年度5月31日までに「委託研究実績報告書(兼収支決算報告書)」(経理様式1)を提出することで予算の繰越が可能です。

- ✓ 直接経費の繰越額が 100 万円を超える場合

当該事業年度の2月15日までに「計画変更申請書」(計画様式6)による計画変更の申請がなされ、JSTの承認を受けることで予算の繰越が可能です。

- 当該期日までに繰越の計画変更申請がなされなかった場合は、直接経費について100万円を超える委託研究開発費を次年度へ繰越すことは認められません。

■ 繰越額の報告は？

- 繰越した額について、「委託研究実績報告書(兼収支決算報告書)」(経理様式1)の当事業年度分繰越額にて報告してください。繰越に係る単独の報告書はありません。
- 変更契約に基づき委託研究費をJSTへ返還し翌事業年度に予算振替えする場合は、「委託研究実績報告書(兼収支決算報告書)」(経理様式1)の当事業年度分繰越額への計上は不要です。

■ 委託研究費の返還は？

- 不要な委託研究費の執行残額が生じる場合は、当事業年度の3月10日までに「返還連絡書」(経理様式5)を提出の上、当該執行残額を3月31日までにJSTへ返還してください。

次年度への繰越・返還(企業)

大学と企業では繰越の取り扱いが異なります。本ページは「企業」に関する記述です。

■ 企業は委託研究費の繰越はできるの？

**10万円を上限とする直接経費及びそれに相当する間接経費を加えた額を
限度とする委託研究費の繰越が可能です。**

- 『事業年度末に判明する直接経費の執行残額で、翌事業年度に研究開発の実施のために直接的に必要な経費として有効に使用できるもの』に限ります。

■ 繰越の手順は？

- ✓ 10万円以下の直接経費の執行残額の場合

事前申請なく繰越が認められます。

- ✓ 10万円を超える直接経費の執行残額の場合

当事業年度の3月10日までに「返還連絡書」(経理様式5)を提出の上、当該執行残額(相当する間接経費を含む)を3月31日までにJSTへ返還する必要があります。

- 10万円超の執行残額が発生する場合に10万円超の残額に係る返還連絡書による事前連絡がなければ翌事業年度の委託研究費の精算時に**執行残額全額**の返還が必要です。

■ 繰越額の報告は？

- JSTに返還せず研究機関に存置したまま繰越した額について、「委託研究実績報告書(兼収支決算報告書)」(経理様式1)の当事業年度分繰越額にて5月31日までに報告してください。**繰越に係る単独の報告書はありません。**

■ 委託研究費の返還は？

不用な委託研究費の執行残額が生じる場合は、当事業年度の3月10日までに「返還連絡書」(経理様式5)を提出の上、当該執行残額を3月31日までにJSTへ返還してください。

次年度への繰越にあたっての留意事項

■ 繰越制度利用にあたっての留意事項は？

- 間接経費の全部又は一部を執行している場合には、直接経費のみ繰越すことや繰越を行う直接経費に相当する間接経費の一部のみを繰越すことも可能です。なお、直接経費に相当する間接経費の計算にあたっては、繰越する間接経費の端数処理を「1円未満切り上げ」とします。
- 直接経費のみ繰越した場合でも、後日、当該直接経費が返還となる場合には、相当する間接経費を加えて返還する必要があります。
- 参画機関に繰越の情報を正しく共有し、マッチングの不足が生じることのないようにご留意ください。
- JSTの中長期目標期間最終年度(2021 年度末)は通常の手続きによることが出来ず、繰越要件(対象範囲)及び手続きが異なりますのでご注意ください。

✓ 以下の場合の繰越は認められません。

- 単なる予算の余剰・滞留による繰越
- 間接経費のみの繰越
- 再繰越(一度繰越した委託研究開発費の翌々事業年度への繰越)
- 契約期間が単年度である場合の繰越
- 契約期間が最終事業年度の繰越

(大学のみ)

- 直接経費について100万円を超える繰越で、当該事業年度の2月15日までに繰越の計画変更申請がなされておらず、JSTの承認を受けていないもの。また計画変更申請によりJSTから承認を受けた繰越金額を超過した部分の繰越

物品の取り扱い

■ 物品等の種類と所有権の帰属は？

① 取得物品：

研究機関が本研究開発のために、直接経費により調達した物品等

② 提供物品：

本研究開発の実施上の必要のために研究開発機関の使用が認められるJST所有の物品等のうち取得物品以外のもの

① 取得物品に関して

✓ 大学

- 所有権は研究機関に帰属します。
- 原則として、耐用年数1年以上かつ取得価額50万円以上を「資産」、耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上を「備品」として適切に管理してください。

✓ 企業

- 所有権の帰属

取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の設備等 → **JST**

取得価額が50万円未満又は使用可能期間が1年未満の物品 → **研究開発機関**

- 原則として、研究開発機関帰属の取得物品のうち、耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上を「備品」として適切に管理してください。
- 直接経費以外の資金との合算使用により、JST帰属となる物品は取得できません。
- 故障等によりJST帰属の物品が修理不可能となった場合は、速やかにJST担当者へ連絡してください。JSTに事前相談なく、物品を処分することは認められません。

事務処理説明書(共通版)

企業:p.29～30 大学:p.28～29

■ 移籍等に際して、物品を移動したい場合どうすればいいの？

- 機関区分(大学等 or 企業等)により、物品の移動手続きが異なりますので、所属機関の事務担当者にご相談の上、ご対応ください。
- 直接経費で調達した「取得物品」は、移籍先研究機関へ引き継ぐよう研究契約書上で定めています。

マッチングファンドの概要

■ マッチングファンドってどんな制度？

「マッチングファンド」は、JSTから研究開発機関に配分する委託研究開発費(課題全体の企業の直接経費・間接経費の合計額および大学の直接経費合計額)と同額以上の資金を、企業に負担していただくことを条件としています。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{企業等} \\ \hline \text{自己資金} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{マッチング} \\ \hline \text{係数} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{企業等 (JSTからの委託研究開発費) 直接経費 + 間接経費} \\ \hline + \\ \hline \text{大学等 (JSTからの委託研究開発費) 直接経費} \\ \hline \end{array}$$

■ マッチングファンドの留意事項は？

- マッチング係数は資本金 10 億円を超える企業は 2 倍、10 億円以下の企業は 4 倍です。
- ※ 平成 26 年度以前に採択された課題のマッチング係数は、資本金 10 億円を超える企業は 1 倍、10 億円以下の企業は 2 倍です。
- 大学の間接経費はマッチングの対象としません。
- 原則として各事業年度末の精算時点で、マッチングが成立していることが条件となります。

■ 自己資金の支出に過不足があった場合どうなるの？

- ✓ 自己資金の支出実績額が不足し、マッチング条件を満たさない場合

マッチングが成立するまで、JSTが定める基準に従って参画機関間で調整いただき、委託研究開発費を自己負担に振り替えていただきます。

- ✓ 自己資金の支出実績額が当初計画額を超過した場合

JSTが認めた場合に限り、その超過額を翌事業年度の自己資金に含めることができます。

マッチングファンドの自己資金の支出

■ マatchingファンドに必要な『自己資金』って何？

✓ 自己資金とは

マッチングファンドを採る委託研究開発プログラムにおいて、企業が研究開発の実施にあたり、自ら支出する研究開発費(間接的な研究開発経費は含みません。)を指します。

- 自己資金については、その財源は公的研究費ではありませんが、国の事業として行われる研究開発支援プログラムにおいて、公的研究費が配分される条件となっておりますので、**委託研究開発費の執行に準じた取り扱いをしていただく必要があります。**

■ どんな経費が自己資金として計上可能なの？

- JST 委託研究開発費の直接経費に相当する経費は自己資金として計上可能です。
- 委託研究開発費として支出した経費に関して、予算超過を理由に自己負担する額についても、自己資金として計上することができます(JSTに所有権が帰属する固定資産は対象外)。

委託研究開発費(直接経費)では支出が認められていませんが、以下の経費は、自己資金として計上可能です。

- 『プロジェクトリーダー』、『研究責任者』、『主たる共同研究者』の人件費
- 特許経費(出願、登録、維持に必要な費用)
- 研究開発機関が所有する資産に対する改造費
- 企業から大学への共同研究費(ただし、当該研究開発に直接貢献する研究開発内容であることが必要)

- ※ 不可分な物品等の購入にあたって、自己資金と JST 委託研究開発費を合算して**使用することはありません。**

知的財産権の取り扱い①

特許等の知的財産権については、委託研究契約に基づき、原則として発明者の所属機関に帰属します。ただし、出願、申請、譲渡、設定登録、第三者への実施許諾、放棄などの際は、研究機関から JST へ事前申請または報告が必要です。

- 第三者の発明寄与分に係る知的財産権の帰属については、機関間で締結される共同研究開発契約で取り決めておいてください。

■ どのような場合にJSTへの『事前申請』が必要なの？

申請事由	様式	提出期限
<u>移転</u> を行うとき	知的財産権移転承認申請書 (知財様式3)	移転前
<u>専用実施権等の設定等</u> を行うとき	専用実施権等設定・移転承認申請書 (知財様式4)	設定・移転承諾前
特許関連経費を <u>直接経費</u> で支払うとき	直接経費の特許関連経費への充当申請書 (知財様式(直接経費充当申請))	特許関連経費発生前

※ 移転、専用実施権等の設定、直接経費による出願を行った場合、JSTへの通知も必要です。

※ 特許関連経費を直接経費で支払うことができる条件は、p.16 ※4 を参照ください。

- 以下に該当する場合は、通知のみとすることができます。

- ✓ 合併又は分割により移転する場合
- ✓ 研究機関が株式会社である場合で、研究機関がその子会社又は親会社に移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- ✓ 研究機関が承認TLO又は認定TLOに移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- ✓ 研究機関が技術研究組合である場合で、研究機関がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

※ 当該第三者が移転を受けた本知的財産権をさらに別の第三者に移転するときも同様の措置が講じられるよう約させる必要があります。

■ 第三者と共有する知的財産権を放棄する場合の取扱いとは？

- 第三者と共有する知的財産権を研究機関が放棄することにより、当該第三者に研究機関の持分が移転することとなる場合は、「放棄」ではなく「**移転**」の取扱いとしますので、「移転」と同様の事前申請および通知を行ってください。

知的財産権の取り扱い②

■ どのような場合にJSTへの『通知』が必要なの？

- 以下の場合には、研究機関は所定の様式により提出期限までにJSTに通知してください。
- 放棄については事前の通知が必要ですので、ご注意ください。

通知事由	様式	提出期限
出願又は申請を行ったとき [1]	知的財産権出願通知書 (知財様式1)	出願・申請の日から 60日以内
知財登録・移転を行ったとき[2]	知的財産権設定登録等通知書 (知財様式1)	登録・移転の日から 60日以内
放棄を行うとき [3]	知的財産権設定登録等通知書 (知財様式1)	<u>法的期限の30日前まで</u>
自己実施・第三者への 実施許諾・専用実施権等の 設定等を行ったとき	知的財産権実施通知書 (知財様式2)	当該実施等をした日から 60日以内

1. 海外出願・優先権による出願を含む(PCT出願の場合、PCT出願時および各国移行時に通知が必要)
2. 第三者への移転または専用実施権等の設定等を行う場合は、原則として事前申請が必要。
3. 「登録料もしくは年金の不納」・「出願審査請求の未請求」・「取下げ」などにより自らの意思で知的財産権を放棄する場合は、当該放棄に係る法的期限の30日前までにJSTへ通知してください。なお、「拒絶承服」、「異議承服」、「無効承服」、「却下」、「消滅」については、速やかにJSTへ通知されることを前提に事後の通知とすることができるものとします。

■ 出願書類に JST の支援を受けたことを明記する必要があるの？

- 国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、当該出願書類の「(【代理人】)」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、「〇〇年度(※採択年度)、国立研究開発法人科学技術振興機構、研究成果展開事業 研究成果最適展開支援プログラム 産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許出願」と記載してください。

※ PCT出願時は記載不要ですが、PCTの国内移行時は記載が必要です。

研究成果の公表

■ 研究成果を公表したい場合どうすればいいの？

学会発表、論文投稿や展示会発表、所属機関からのプレスリリースによる成果の公表や、メディアからの取材による公表については、事前に JST 担当者までご連絡ください。

- 公表内容については、事前にプロジェクトリーダーと十分協議してください。
- 事前に発表原稿のコピー等を報告様式に添付して、JST 担当者まで送付してください。
- プロジェクトリーダー以外の方からご連絡いただく場合は、必ずプロジェクトリーダーに CC による同報を行うことで情報の共有をお願いします。

公表方法	様式	特記事項
学会発表 論文投稿 展示会出展	報告様式 5-1	➤ 公表の際には、A-STEP における成果であることを明示してください。 【記載例】 「本研究成果は、科学技術振興機構研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP) シーズ育成タイプの委託研究により得られた成果です。」
プレスリリース	報告様式 5-2	➤ 事業名の英文表記は以下の通り。 Japan Science and Technology Agency (JST) , Adaptable and Seamless Technology transfer Program through Target-driven R&D (A-STEP) ➤ 社会的にインパクトのある成果が生まれた場合は、A-STEP 事業趣旨や時期等を考慮の上、文部科学省記者クラブでのプレス発表の調整をさせていただく場合があります(共同発表も可能)。
マスメディア等の取材	報告様式 5-3	取材前と取材後の 2 回、報告が必要。

✓ JSTによる広報にご協力ください

本事業のアウトリーチ活動の一環として、JSTや関係府省が主体となり展示会等(イノベーションジャパン等)への出展を行う際には、成果展示のご協力をお願いすることがあります。このほか、JST広報誌であるJSTnews や成果集への記事掲載など、JSTが行う広報活動へのご協力をお願いすることがあります。

チェックリストの提出・研究倫理教育の履修

■ 「体制整備等自己評価チェックリスト」および「研究不正行為チェックリスト」

研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を「体制整備等自己評価チェックリスト」および「『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下、後者を「研究不正行為チェックリスト」という。)により定期的に文部科学省へ報告するとともに体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。

※ JST から委託研究費の配分を受けない機関(指定機関)は、チェックリストを提出する必要はありません

✓ JST との委託研究契約を締結する場合

(課題推進中に新規参画機関を追加する場合も含む)

研究開始(委託研究契約締結日)までに上記2種類のチェックリスト(以下、「両チェックリスト」という。)を府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を用いて文部科学省へ提出してください。

- 他事業の応募等により、その有効期限が当該事業年度も含まれる両チェックリストを既に提出している場合は、委託研究契約締結に際して、新たに提出する必要はありません。
- 「体制整備等自己評価チェックリスト」は公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて年1回程度の提出が求められておりますので、翌事業年度以降も継続して事業を実施する研究機関は、改めてその提出が必要となります。
- 「研究不正行為チェックリスト」の定期報告も含め、e-Rad に登録された「事務代表者」宛でのメール連絡および文部科学省のHPにより両チェックリストの提出に関する周知が行われる予定ですので、最新情報を確認の上、作成してください。

■ 研究倫理教育の履修義務

事業に参画する研究者等に対して、研究倫理に関するeラーニング教材(eAPRIN(旧名 CITI)の履修を義務付けております。

- 履修に必要な手続き等はJSTで行います。
- JSTが指定する研究倫理教材を既に履修済み、もしくは、研究開発における役割等により履修が不要と認められる研究者等については、履修が免除される場合があります。
- 新たに研究開発参加者が加わる場合、計画様式 1-1 別紙 1 に参加者情報を追加し、研究倫理教材受講対象か、対象外かをご連絡ください。

その他、研究推進上の留意点①

■ オープンサイエンス・データマネジメントプラン

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究開発成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表しました。本方針では、研究開発成果論文のオープンアクセス化や研究開発データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

- ✓ A-STEP に参加する研究者は、研究開発成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物等を通じ、原則として公開していただきます。
- ✓ 平成 30 年度以降に採択された課題においては、成果として生じる研究開発データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究開発計画書と併せて JST に提出していただきます。また、データマネジメントプランに基づいて研究開発データの保存・管理、公開を実施していただきます。

※ オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

<http://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/>

■ 研究不正への対応

研究活動の不正行為もしくは研究費の不正使用が発見された場合には、その内容を精査し、委託研究の中止、研究費の全部または一部の返還、ならびに事実の公表措置をとることがあります。委託研究費については、所属機関のルール等に従い、説明責任が果たせるよう適正・適切な執行をお願いします。

➤ 研究公正ポータルを紹介

http://www.jst.go.jp/kousei_p/

※このポータルサイトは、研究公正推進事業の一環として、日本学術振興会、日本医療研究開発機構と連携してJSTが運営しています。

■ ライフイベント支援

JST 事業の研究費(直接経費)により、研究員として専従雇用されている、もしくは申請時に支援対象期間における雇用が確定しており、且つ、妊娠中もしくは未就学児(小学校入学前までの子)の育児、或いは介護に主として従事しつつ研究開発活動を継続している研究員は、出産・子育て・介護等支援制度の利用が可能です。当該支援制度では、支援対象の研究員による研究開発の促進または負担軽減に資する目的として「男女共同参画促進費」を支給しています。

■ 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から内閣府への情報提供

文部科学省が管理運用する e-Rad を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種の作業や確認等についてご協力いただくことがあります。

その他、研究推進上の留意点②

■ 生命倫理および安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理および安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。

参照 URL: <http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

■ 研究上必要な、相手方の同意・協力についての対応

研究計画上、相手方の同意・協力、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究または調査を含む場合には、人権および利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行ってください。

■ 安全保障貿易管理(海外への技術漏洩への対処)

最先端研究の成果等が大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、軍事転用等の懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、外国為替及び外国貿易法(外為法)をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

参照 URL: <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

■ 生物遺伝資源等利用に伴う各種規制

相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令も遵守してください。研究計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等(生物多様性条約、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書)の批准の有無、コンプライアンス状況等について、必ず応募に先立って十分な確認及び対応を行ってください。

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【参考】生物多様性条約(CBD)に基づく生物資源へのアクセスと利益分配 ―企業の為のガイドー(一般財団法人バイオインダストリー協会)

<http://www.mabs.jp/index.html>

【参考】「Convention on Biological Diversity」ウェブサイト

<https://www.cbd.int/>

様式一覧

様式名	ハンドブック記載ページ
計画様式	
計画様式1-1 全体計画書	11ページ
計画様式1-1別紙1 全体計画書 参加者リスト	
計画様式1-1別紙2 全体計画書 予定表	
計画様式1-2 全体計画書 予算	
計画様式2 実施計画書	
計画様式3 事業費支出・執行計画書	
計画様式4 自己資金支出・執行計画書	
計画様式6 計画変更申請書	12ページ
計画様式7 計画変更届	
計画様式8 研究員等データ	
別紙 A-STEP_DMP 様式（平成 30 年度以降の採択課題）	11ページ、12ページ
報告様式	
報告様式1 実施報告書	13ページ
報告様式2-1 完了報告書	
報告様式2-2 完了報告書(公開版)	
報告様式3 進捗状況報告書	
報告様式5-1 学会発表論文投稿	29ページ
報告様式5-2 プレスリリース	
報告様式5-3 マスメディア等の取材	
知財様式	
知財様式1 知的財産権出願通知書・知的財産権設定登録等通知書	28ページ
知財様式2 知的財産権実施通知書	
知財様式3 知的財産権移転承認申請書	27ページ
知財様式4 専用実施権等設定・移転承認申請書	
知財様式(直接経費充当申請) 直接経費の特許関連経費への充当申請書	

※ 経理様式一覧については、事務処理説明書(共通版)に記載しています。